

「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」規約（案）

平成24年12月4日

（名称）

第1条 この委員会は、トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会（以下「委員会」という。）という。

（目的）

第2条 委員会は、平成24年12月2日に発生したトンネル天井板の落下事故を受けて、落下の発生原因の把握や、再発防止策等について専門的見地から検討することを目的とする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、国土交通省道路局が行う。なお、中日本高速道路株式会社は、必要な資料提供、説明など、委員会の運営に協力する。

（関係者からの意見聴取）

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

（議事の公開）

第7条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

（守秘義務）

第8条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

以上